

公債管理ダイジェスト 2006

公債管理の基本方針

「県政刷新大綱—持続可能な行財政構造の確立に向けて—」(H17.3 策定, 一部抜粋)

- (1) 今後, 新規に発行する県債を抑制することにより, 県債残高とともに, 公債費が増加しないよう管理する方向で取り組む。
- (2) 今後とも, 長期にわたって安定的な資金調達を図る。

1. 県債残高等の抑制への取り組み

県債を主な財源とする普通建設事業費全体の水準を3割～5割程度, 削減する方向で見直しを行う。(⑰△9.8%, ⑱△8.7%)

+

新規の県債発行額(A)を元金償還額(B)の範囲内に抑える。

||

年 度	H 1 7	H 1 8
年度末県債残高(見込)	1兆6,297億円	1兆6,285億円
県債残高の減少額(A-B)	△1億円	△12億円

2. 安定的な資金の調達等

① 資金調達手段の多様化

→ 市場公募地方債の発行

(単位: 億円)

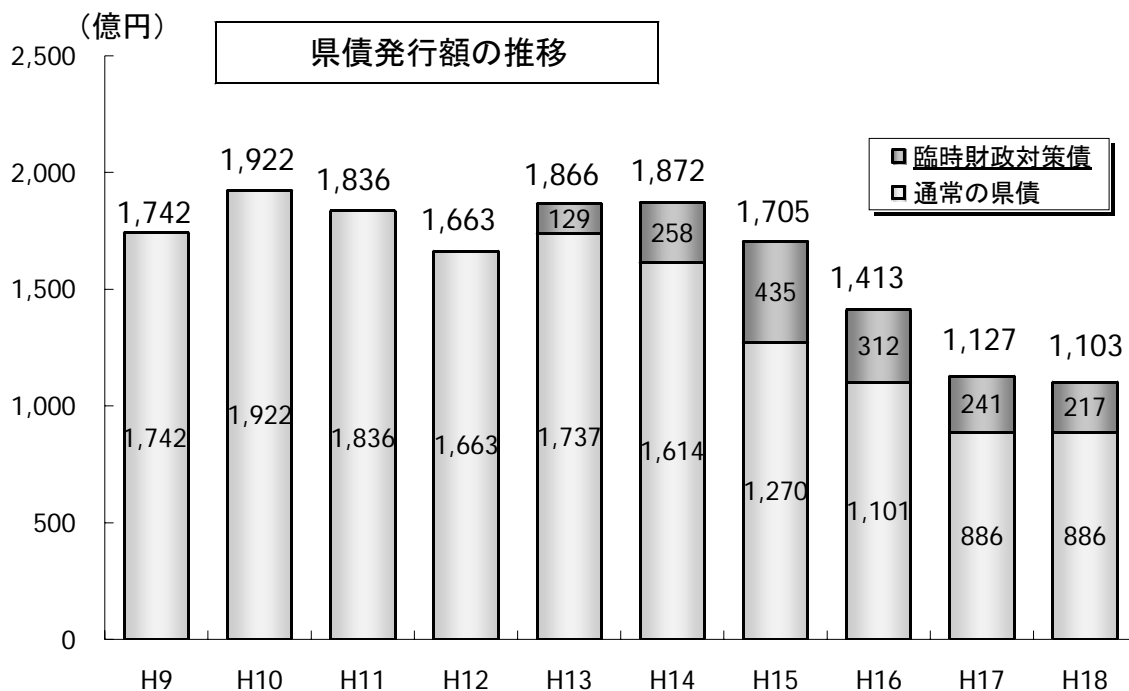
年 度	個別発行	共同発行	住民参加型	合 計
H 1 7	400	—	—	400
H 1 8	400	新 150	新 20	570

- ② 当面のコスト縮減を図るため, 短中期の金利見直し方式での借入を実行(加重平均利率: ⑮2.02% → ⑯1.82%)
- ③ 市場公募地方債の元金満期一括償還に備えた基金積立ての実施(⑰13.3億円)
- ④ I R活動の実施(⑱市場公募地方債発行団体合同I R説明会への参加等)

1. 県債残高等の抑制への取り組み

(1) 新規の県債発行の抑制

新規の県債発行額は、ピーク時(平成10年度:1,922億円)の57.4%の水準にまで減少

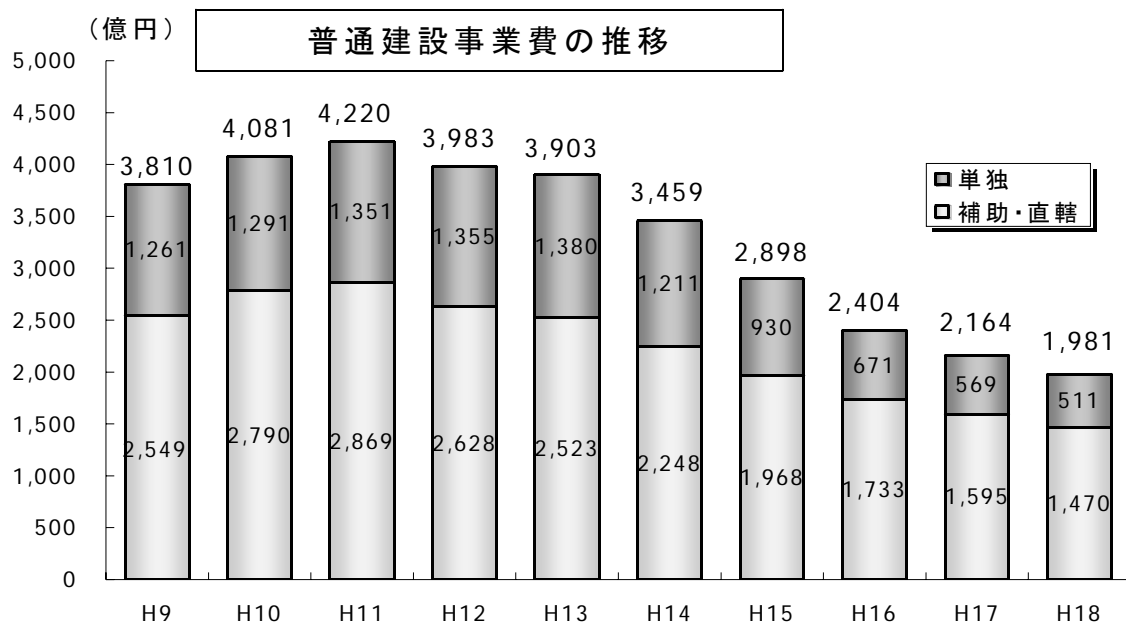


※ H16まで決算額(借換債相当分を除く), H17は3月補正予算, H18は当初予算ベース(一般会計)

※ 県債発行額は、事業繰越(繰越事業に充当する県債(主に公的資金)は、翌年度に発行するため、H16は120億円の県債繰越が発生)との関係で、予算額と決算額とは異なる。

※ 臨時財政対策債—地方交付税の振替として発行する地方債

※ 事業繰越—会計年度独立原則の例外として、当該年度の歳出予算(事業)の一部を翌年度以降において執行すること

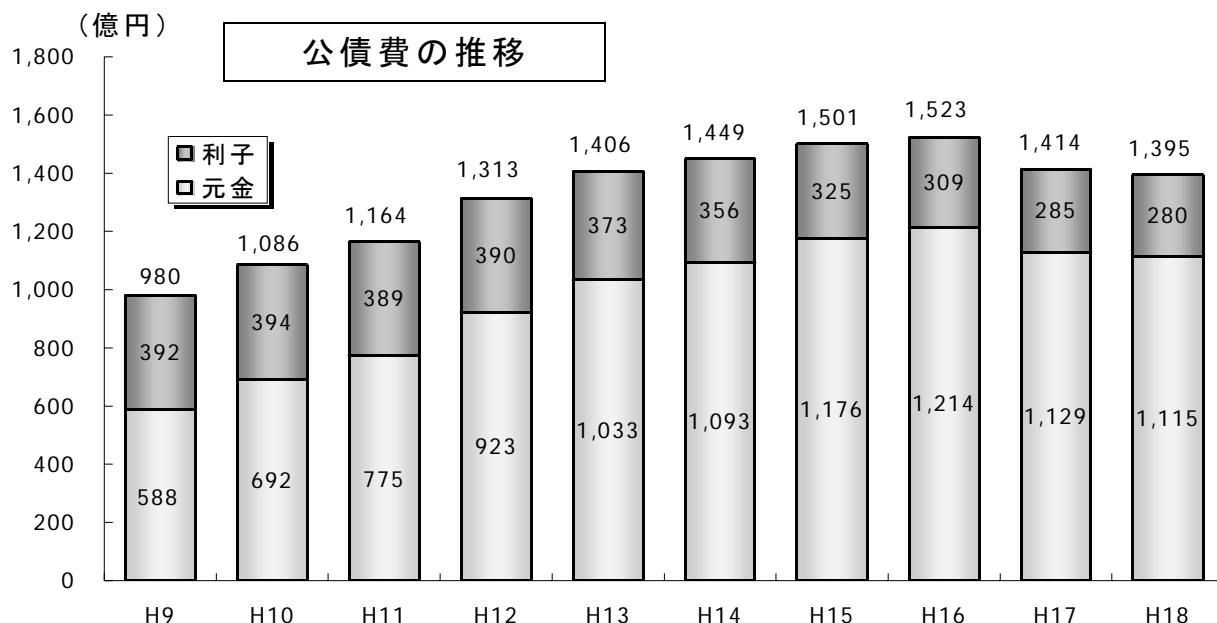


※ H16まで決算額, H17は3月補正予算, H18は当初予算ベース(一般会計)

(2) 公債費の推移

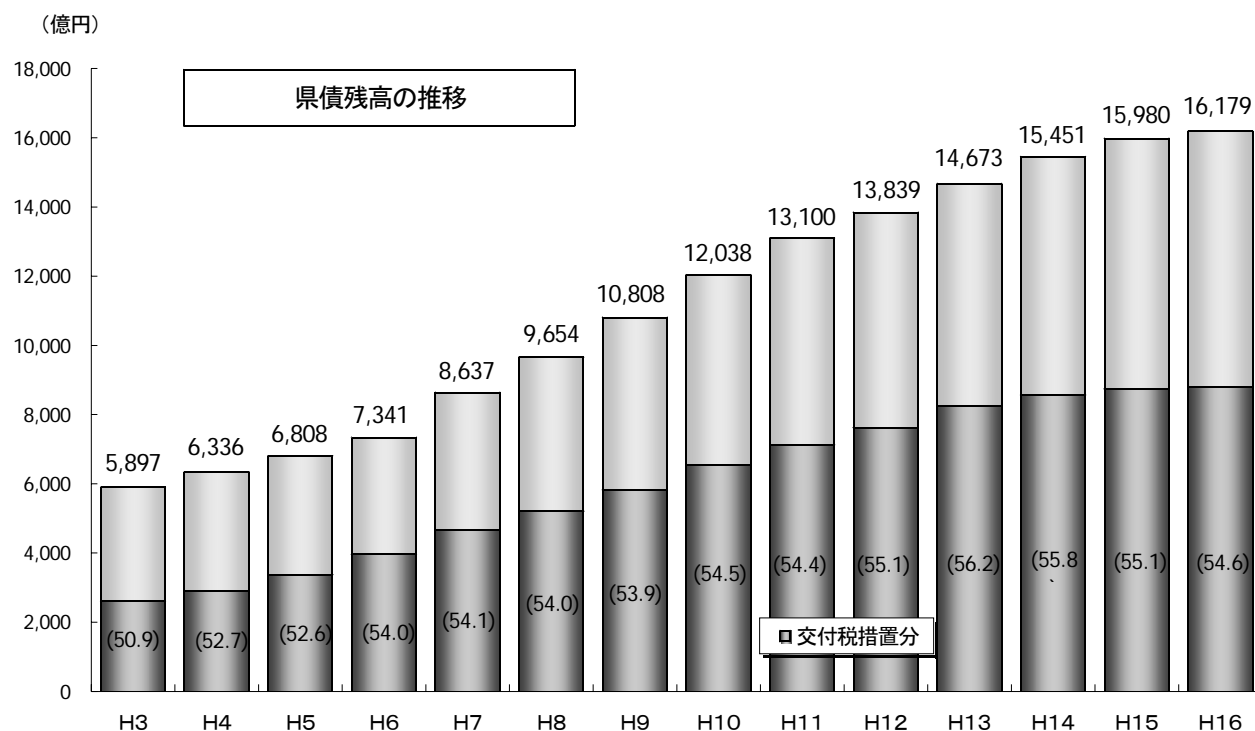
新規の県債発行抑制 → 将来の公債費負担を抑制

ただし、公債費は、県債残高の増嵩により、当面、現水準で推移



※ H16まで決算額（借換債相当分を除く）、H17は3月補正予算、H18は当初予算ベース（一般会計）

※ 公債費—地方公共団体が借り入れた地方債の毎年度の元利償還（返済）金、一時借入金利子及び満期一括償還方式の県債に係る償還財源積立金の合計



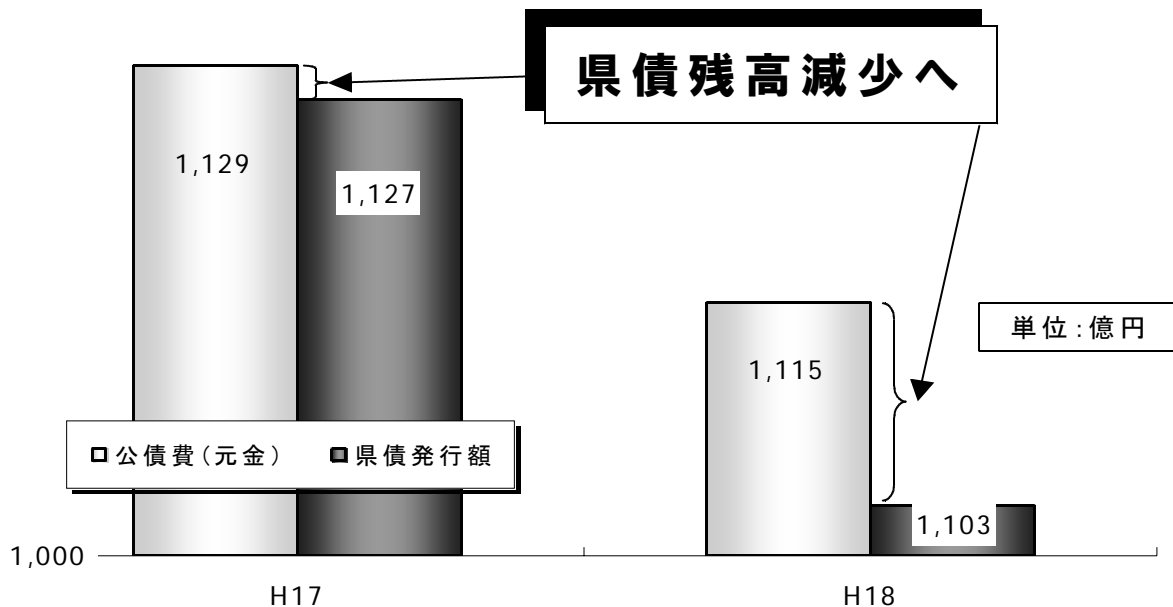
※ 一般会計に係る県債残高の推移（H16まで決算額）

※ () は、NTT債除きの県債残高に対する交付税措置率 (%)

※ NTT債—国が地方公共団体や公共的施設を整備する民間事業者等に無利子貸付を行ったもので、その元金償還金は、全額が国のNTT株の売却収入により措置される。

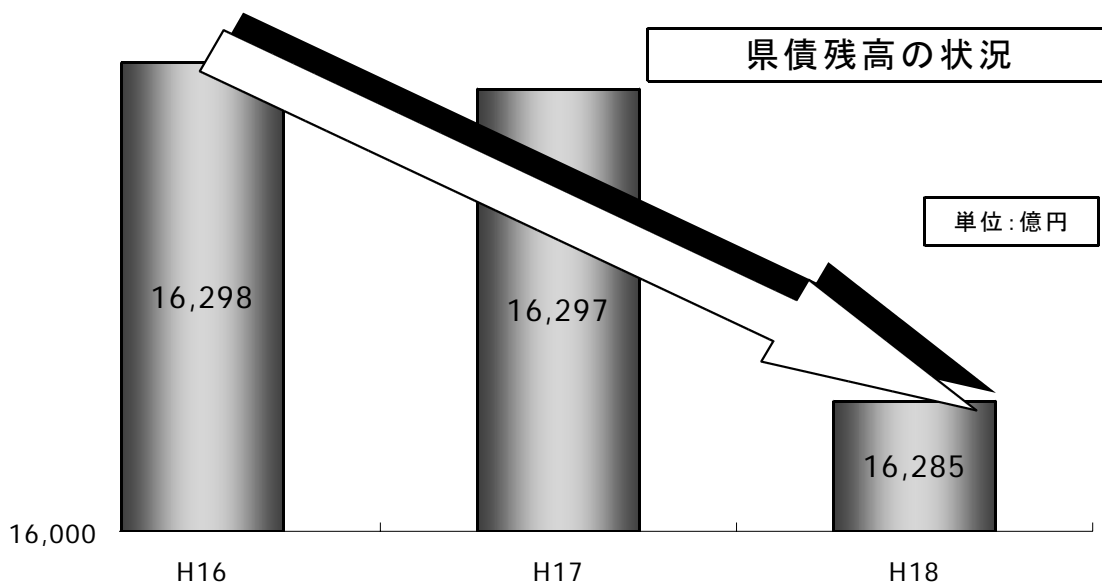
(3) 県債残高の着実な減少

平成18年度末の県債残高は、予算ベースで12億円減少見込



※ H17は3月補正予算，H18は当初予算ベース（一般会計）

県債－元金<0の場合，県債残高は減少



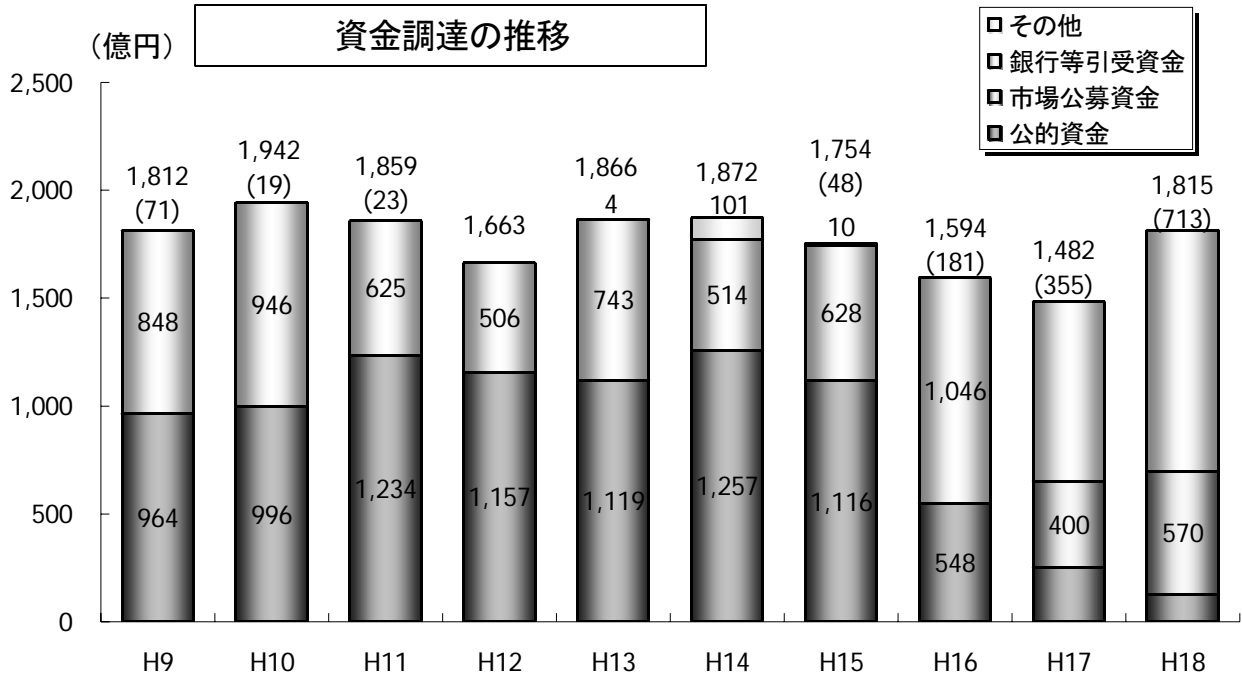
※ H16は3月補正予算，H17は3月補正予算，H18は当初予算ベース（一般会計）

※ H16～H18の県債残高は、予算ベースの残高であり、事業の繰越によって当該年度の県債発行額が変動することから、決算ベースの県債残高は、予算ベースと異なる。

2. 安定的な資金の調達等

(1) 県債資金調達の現状

公的資金の減，借換債の増により，民間資金が急増

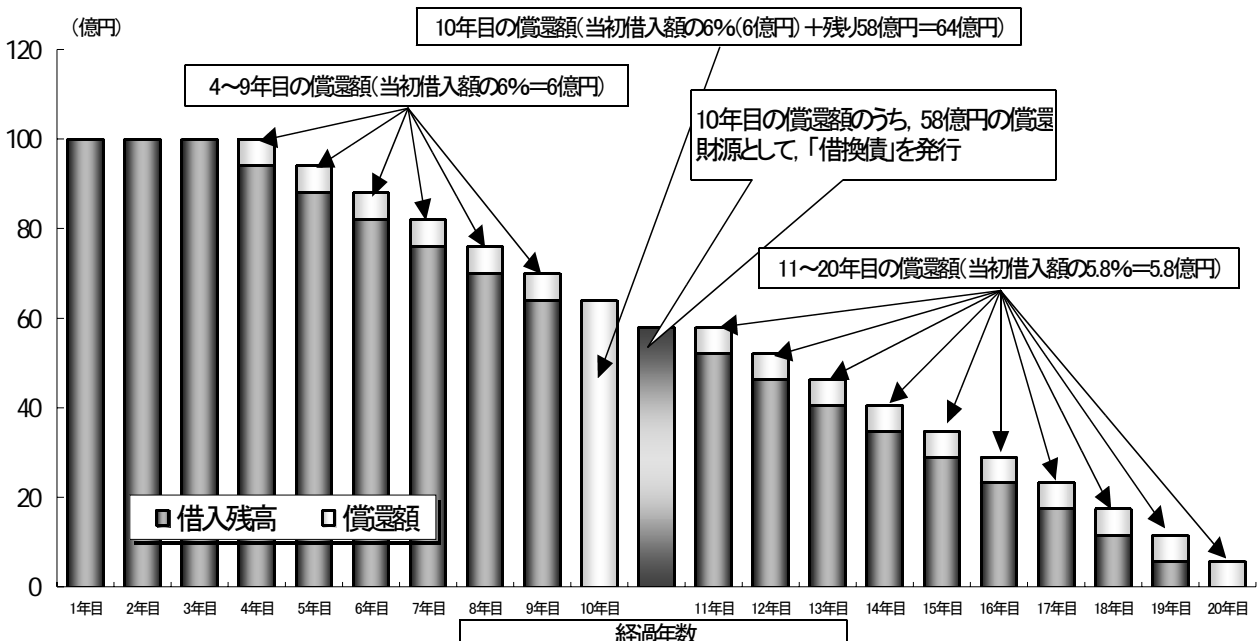


※ H16までは決算額，H17，H18は現時点の見込み額（H16までは一般会計，H17からは公債管理特別会計分を含む）

※ ()は借換債発行額で内数

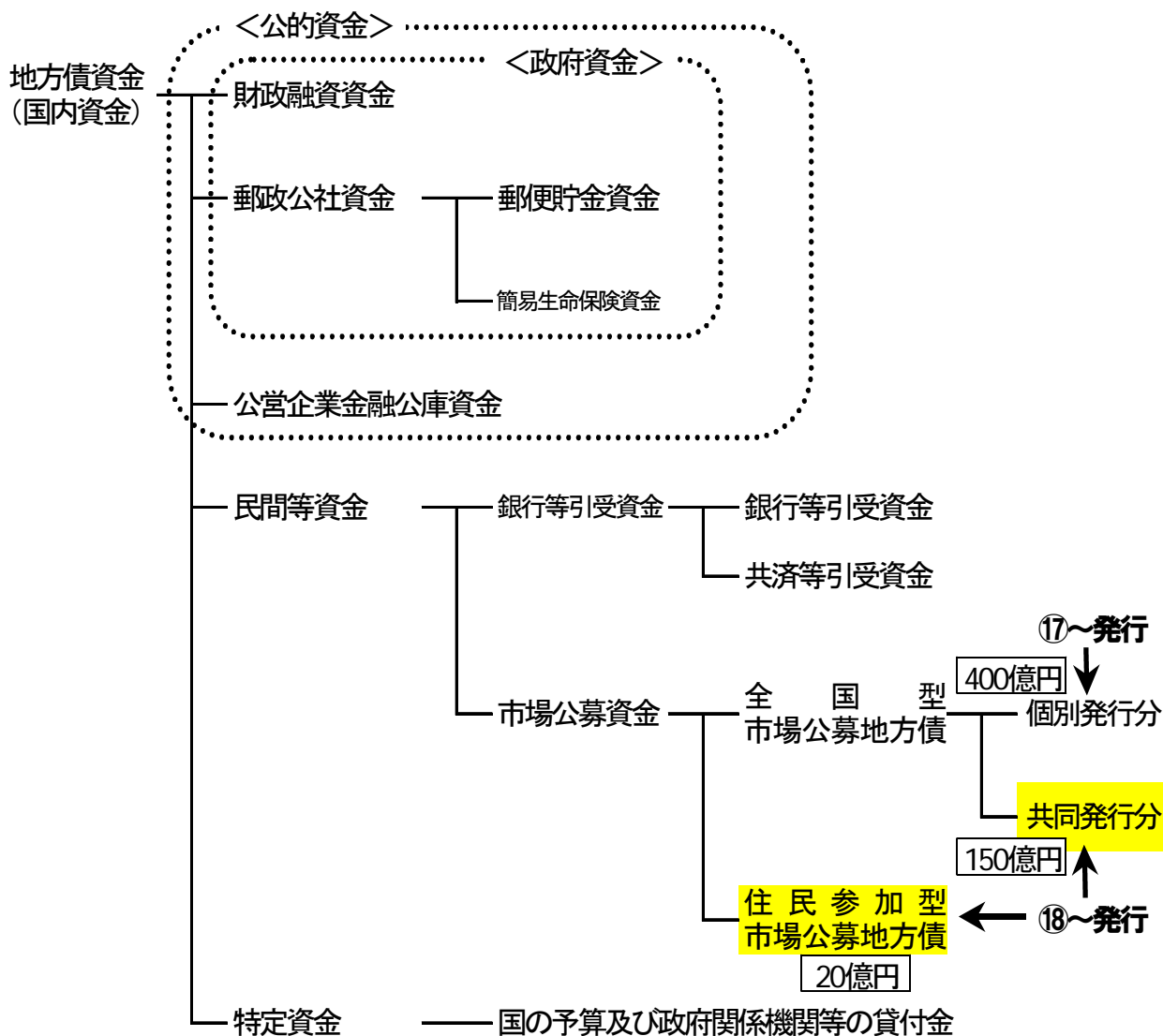
※ 「借換債」—銀行等引受債は，20年償還を前提としているが，現実の金融機関からの調達は，10年償還であることから，10年目の償還額の一部を借り換える（借換債の発行）ことにより，通算で20年償還としている。

<借入額100億円の場合の償還状況等>



(2) 資金調達手段の多様化

各資金の特色を踏まえたバランスのよい資金調達を実施
 ↓
長期的・安定的な資金である市場公募地方債を積極的に活用



※ 共同発行市場公募地方債

発行ロットを大型化し、発行コストの低減、安定的な調達等を図るため、市場公募地方債を発行する団体が共同して（地方財政法第5条の7に基づく連帯債務方式）発行する地方債（H18～29団体の予定）。

※ 住民参加型市場公募地方債

地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、発行されている地方債（H17までに34都道府県が導入済み）。

各資金の特色

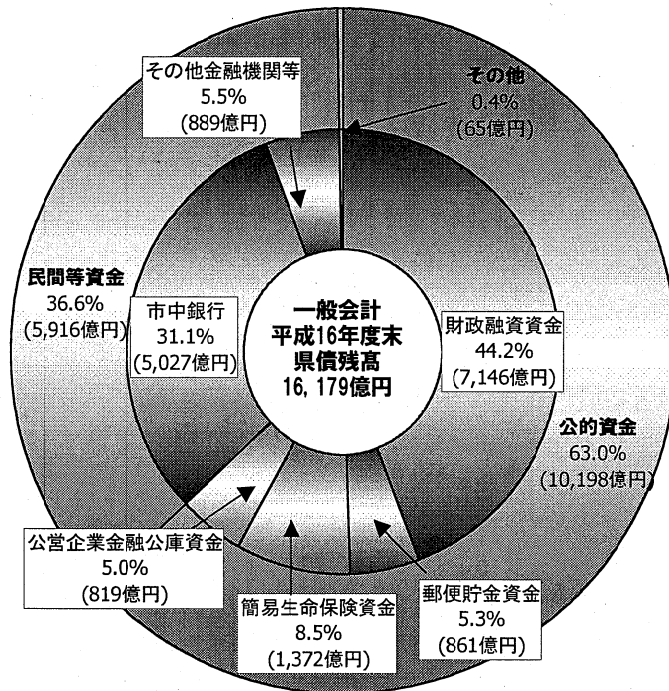
区 分		発行方式	発行年限	償還方法	利率の設定	対 象 事 業
公的資金	政府資金	証書	5～30年 超長期（20年～）が中心	元利均等	選択 ①固定金利方式 ②利率見直し方式	一般公共，公営住宅，災害復旧，義務教育施設，社会福祉施設，その他
	公営企業 金融公庫 資金	証書	5～28年 超長期（20年～）が中心	元利均等	選択 ①固定金利方式 ②利率見直し方式	公営住宅，臨時地方道整備，臨時河川等整備，臨時高等学校，公営企業
民間資金	市場公募資金	全国型市場 公募地方債	証券 10年及び5年（一部で超長期20年又は30年）	満期一括	固定金利方式	地方公共団体の任意（償還期間によっては借換が必要となる場合がある。）
		住民参加型 市場公募地方債	証券 5年等の中期が中心	満期一括	固定金利方式	
	銀行等引受 資金	証券 証書	10年が中心	元金均等 満期一括等	地方公共団体の任意	

※ 地方債のあらまし（地方債制度研究会編）を基に加筆修正

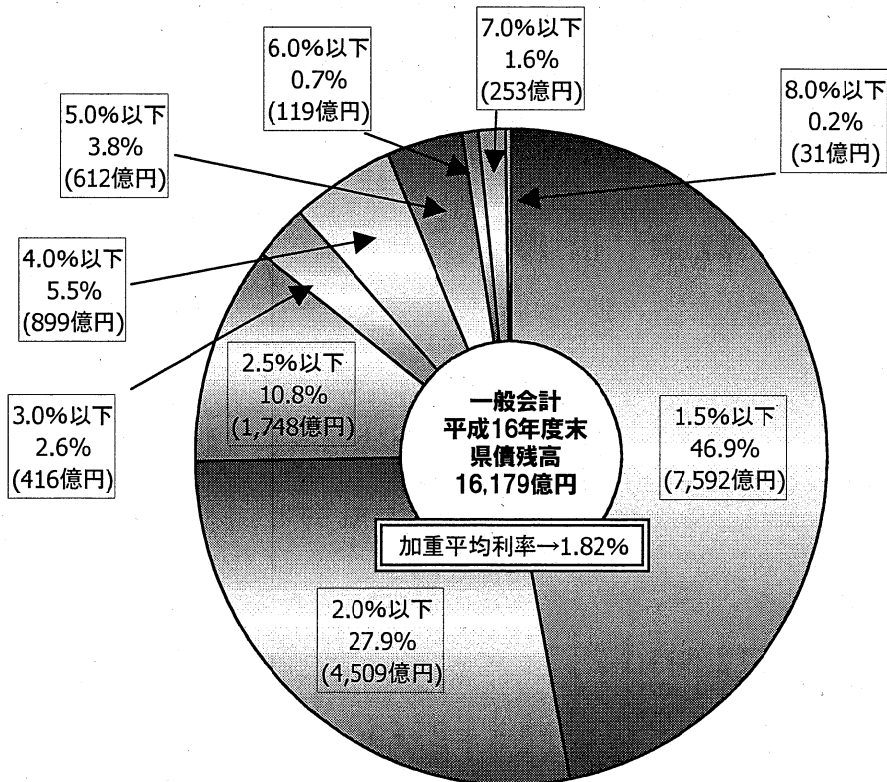
(3) 県債残高の状況 (借入先別, 利率別)

低金利の影響等により, 加重平均利率が低下 (⑮2.02%→⑯1.82%)

借入先別県債残高の状況



利率別県債残高の状況



(4) 金利の高い県債の状況

金利の高い県債は、今後、数年間で順次償還

※ 借入利率7.0%超の県債(一般会計, H18.1月末現在)

(単位: %, 百万円)

借入利率	資金区分	借入額	借入日	最終償還日	H16末 残高	対象事業	
8.0%	共済等引受資金	83	S56.5.20	H18.5.20	6	警察施設整備事業	
7.5%	財政融資資金	105	S56.5.8	H18.3.25	9	養護学校整備事業	
		40	S56.5.8	H18.3.25	4	自動車税管理事務所整備事業	
		40	S56.5.15	H18.3.25	4	大口合同庁舎整備事業	
		50	S56.5.15	H18.3.25	4	川内合同庁舎整備事業	
		12	S56.5.15	H18.3.25	1	警察施設整備事業	
		350	S56.5.15	H18.3.25	31	高等学校整備事業	
7.3%	財政融資資金	24	S57.5.17	H19.3.25	4	大隅合同庁舎整備事業	
		66	S57.5.17	H19.3.25	11	瀬戸内合同庁舎整備事業	
		84	S57.5.17	H19.3.25	14	警察施設整備事業	
		72	S57.5.17	H19.3.25	12	義務教育施設整備事業	
		70	S57.5.17	H19.3.25	12	義務教育施設整備事業	
		613	S57.5.17	H19.3.25	103	高等学校整備事業	
		128	S58.5.20	H20.3.25	31	警察施設整備事業	
	簡易生命保険資金	61	S58.5.20	H20.3.31	15	義務教育施設整備事業	
		530	S58.7.30	H20.3.31	129	公営住宅建設事業	
		591	S58.8.31	H20.3.31	144	高等学校整備事業	
		共済等引受資金	100	S57.4.20	H19.4.20	11	警察施設整備事業
			100	S58.5.20	H20.5.20	16	警察施設整備事業
7.2%	財政融資資金	3,900	H2.11.26	H22.9.25	1,797	一般公共事業(災害関連)	
7.1%	財政融資資金	103	S60.5.27	H22.3.25	39	義務教育施設整備事業	
	簡易生命保険資金	327	S59.5.21	H21.3.31	102	公営住宅建設事業	
		57	S59.5.21	H21.3.31	18	義務教育施設整備事業	
		814	S59.5.21	H21.3.31	253	高等学校整備事業	
		411	S60.5.31	H22.3.31	154	高等学校整備事業	
	共済等引受資金	125	S59.5.21	H21.5.21	26	警察施設整備事業	

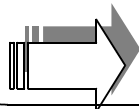
公的資金の繰上償還等を行うに当たっては、将来の負担が軽減される利息に見合う金額を補償金として支払うことが条件とされている。

(5) 県債（地方債）の償還確実性（安全性）

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS規制(※)におけるリスクウェイト0%

1 地方債の元利償還に要する財源の確保

- 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- 地方財政計画の歳出に公債費(地方債の元利償還金)を計上
- 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額(基準財政需要額)に地方債の元利償還金の一部を算入



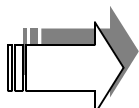
地方債の元利償還に必要な財源を国が保障

2 地方債の借入れ時の措置＝起債許可制度 (H18～は起債協議制度)

- 起債制限比率が高い地方公共団体に対する起債制限
- 赤字団体への起債制限

許可団体への移行基準

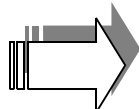
- ① 一定以上の赤字額発生団体
都道府県の場合、標準財政規模の
→ 2.5%以上(本県は、110億円程度)
- ② 実質公債費比率が18%以上の団体



個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限

3 実質赤字が一定水準以上となった場合の措置＝財政再建制度 (財政再建をしない場合には起債制限)

- 国の管理による財政再建(財政再建計画について、国への協議及び同意が必要。
また、毎年度の予算は財政再建計画に基づいて調製することが必要。)

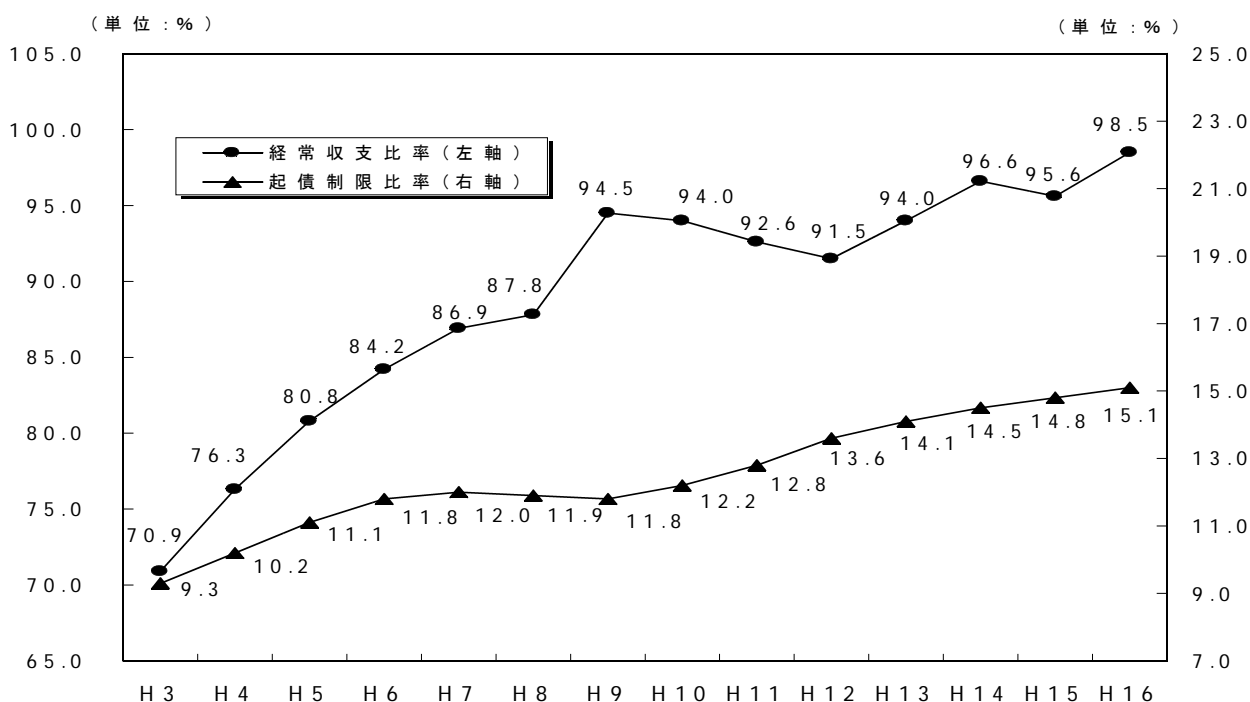


国が予算編成に関与することにより、地方債の元利金を確実に償還

※ BIS規制－国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準（BIS：国際決済銀行（Bank for International Settlements））

(6) 財政指標の推移

指標の改善に向けて努力(県政刷新大綱に基づく取り組みの実施)



① 経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合

② 起債制限比率

ア 地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合

イ 過去3カ年の平均値が20%以上になると特定の起債が制限される。

③ 実質公債費比率(H18～)

ア 平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い、元利償還費の水準を測る指標として、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、②の起債制限比率について一定の見直しを実施

- ・ 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立額の当該比率への反映ルールの統一及び積立不足額の当該比率への反映
- ・ PFIや一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入
- ・ 公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金の算入

イ 過去3カ年の平均値が18%以上になると協議団体から許可団体に移行

(一定額以上の赤字額を生じた団体(都道府県の場合、標準財政規模の2.5%以上)も同様)

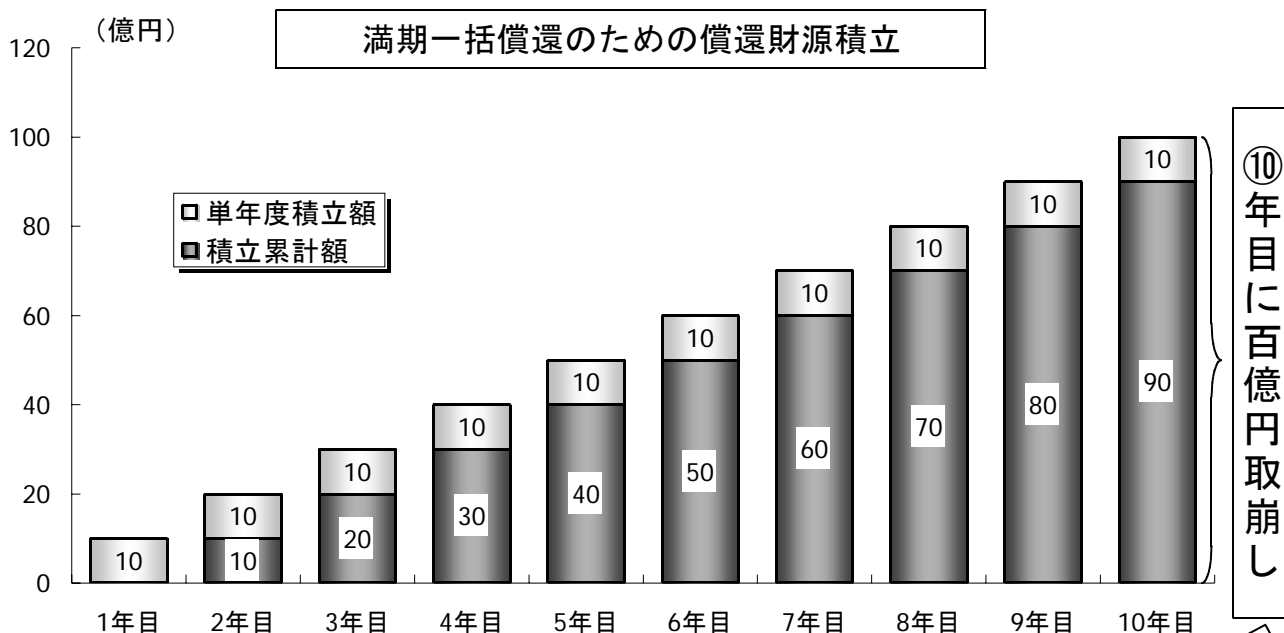
(7) 満期一括償還に備えた基金積立

市場公募地方債(満期一括償還方式)の償還財源として、毎年度、
 ルールどおりに基金積立を実施 (H18 積立額 = 400 億円 × 1 / 30 ≒ 13.3 億円)



実質公債費比率等の財政指標が高くなるよう管理

発行額を300億円と仮定した場合の償還財源積立等
 (毎年度10億円ずつ積立, 2回借換)



※ 11年目以降も同様に、毎年度10億円ずつ積立てて、10年目に全額取り崩す。

